

変圧器等への微量PCB混入の可能性に関する調査結果について（概要）

経緯

弊社では、平成14年7月12日付経済産業省製造産業局長通達(平成14・07・11製局第2号)及び環境大臣通達(環産第393号)を受け、微量PCBの混入可能性に関する調査等を実施してまいりました。その調査結果の概要及びお客さまへのお願いを以下の通りご報告致します。

調査結果

1. 調査内容

●絶縁油メーカーより”PCB 不含見解書”を得られなかった再生油（弊社購入品）を使用した微量PCB 混入の可能性を完全に否定できない変圧器【生産期間（1976年～1989年）】27台について、微量PCB 混入の有無確認のため調査しました。

●新油に切り替えた1990年以降の変圧器23台について、微量PCB 不含確認のため、自主調査しました。

2. 調査結果

●”PCB 不含見解書”を得られなかった再生油を使用した変圧器の調査では、27台中23台（85%）と高い確率で微量PCB が検出されました。

●新油に切り替えた1990年以降の変圧器23台の調査では、1台もPCBは検出されませんでした。

3. 混入原因について

●弊社では、創業以来、PCB 使用を前提とした機器の生産を一切行っていないため、調査対象の再生油に高い確率で微量PCB が混入していたものと判断します。

4. 調査のまとめ

●1976年～1989年の再生油を使用した期間の変圧器においては、高い確率で微量PCB が混入していました。1990年以降生産した変圧器は、調査した23台の変圧器で1台も検出事例がありませんでした。

また、1990年以降は、絶縁油の品質管理を強化し、継続していることから製品出荷時における微量PCB混入はないと判断します。

ただし、これは弊社出荷時点の見解のため、その後のメンテナンス等によりPCB を含む絶縁油が注入された可能性があり、現状においてPCB 不含であることを証明するものではありません。よってお客さまにおかれましては、1990年以降に生産した変圧器であっても、廃棄前に絶縁油のPCB 分析を行ない適切な処理をお願いします。

お客さまへのお願い

前述致しましたように” 不含見解書” を得られなかった再生油を使用した変圧器には、高い確率で微量PCB が混入していることが判明致しました。弊社の変圧器をご利用頂いておりますお客さまにおかれましては、お手数をおかけ致しますが、次の点をご確認の上、お取り扱い頂きますようお願いいたします。

1. 対象変圧器

” 不含見解書のない” 再生油を使用した変圧器です。

a. 重電機器の種類

油入変圧器

b. 対象変圧器の製造期間

1976年（昭和51年）10月～1989年（平成元年）9月

c. 製造工場

東北電機製造株式会社 本社工場

d. 対象機種と型式種類

機 種			
相	容量 (kVA)	周波数	形式
单相	0.5	50	H-CR
	3、5、7.5、10		H-CRI
	15		HR-CRI
	20		H-CRI、HR-CRI
	30、50		HR-CRI
	75、100		HB-SRI
	150、200		PB-SRI
	300		PV-CR
三相	15		P-CVE
	30		P-CYDE
	100		PV-CYD
	200		PV-CD
	300		PV-CAY

（注）機種、製造年月、型式は、お持ちの変圧器銘板でご確認下さい。
尚、対象期間外の変圧器も、廃棄処理等行なう場合には、取り扱いについて工場窓口へ確認下さるようお願いいたします。

2. 対象変圧器の取り扱いについて

対象変圧器は、高い確率で微量PCB が混入していると推測される製品です。このため、ご使用中の変圧器の取扱いには、次の点にご留意して下さいようお願いいたします。

a. 使用中の変圧器について

電路に接続されている変圧器は、そのままの状態で使用することが可能です。但し、PCBの混入が確認された場合には、関連法規に基づいた取り扱いが必要となります。

b. メンテナンス時の留意点

メンテナンスの際、タップ切り替え等で対象変圧器の絶縁油に触れてしまった場合には、よく洗浄してください。油の交換を行った場合には、交換した油、使用した器具、補材は、密封された容器等に入れ、PCBが入っていないことが確認できるまで保管しておいて下さい。尚、製造年代にかかわらず、修理・点検・絶縁油の交換などのメンテナンス履歴等のエビデンス管理が重要となってきていますので、メンテナンス履歴を残されるようお勧めいたします。

c. 保管中の変圧器について(運転休止中の変圧器)

対象変圧器を保管している場合、次の点に気をつけてください。

- ・保管中に変圧器内の絶縁油が外部に流れ出さないよう管理をお願いします。
- ・再度使用するような場合には、絶縁油に PCB が含まれていないことを確認して下さい。確認の際に、PCB の混入が判明した場合は、電路への設置はできませんので、関連法規に基づいた取り扱いをお願いします。

d. 対象変圧器を廃棄する場合

対象変圧器を廃棄する場合には、次の点に気をつけてください。

- ・絶縁油にPCB が含まれていないことを確認してください。もし、PCB の混入が判明した場合には関連法規に基づいた取り扱いをお願いします。尚、取り扱い・管理の詳細については、(社)日本電機工業会ホームページ「微量PCB 検出変圧器等の取り扱い・管理のご案内」を参照下さるようお願いします。

本件に関するお問合せ先

本件に関することは、下記お客さま窓口で情報提供を行なっております。

担当部署	電話番号
●リユージョン営業部	022-364-2461

(土・日・祝日を除く9:00~16:45)

尚、今後製造する機器においても絶縁油の品質管理を継続すると共に、「お客さま窓口」を継続させ技術情報の提供に努めます。

さらに、日本電機工業会の活動に積極的に協力し、微量PCB 混入機器処理に向けた検討を行なっていきます。

「関連サイト」

微量PCB関連については(社)日本電機工業会のホームページもご覧ください。

ホームページ：<http://www.jema-net.or.jp/>

変圧器等への微量PCB 混入可能性に関する調査結果について

微量PCB 検査機関のご案内

微量PCB 検出変圧器等の取り扱い・管理のご案内